



埼玉医科大学総合医療センター 病理専門研修プログラム

I 埼玉医科大学総合医療センター病理専門研修プログラムの内容と 特色

○ プログラムの理念

埼玉医科大学総合医療センター病理部を基幹施設とする専門研修プログラムでは、豊富な指導教官による充実した指導と多彩な症例を経験することにより、安定して確実な診断を行える技能を習得することに重きを置いている。一人の専攻医を常に複数の指導医が指導評価を行うことにより、専攻医の技能習得状況を正確に把握しながら、適切な症例数を偏りのない内容で提供することが可能であり、各専攻医を信頼に足る病理専門医に確実に育てることを目指している。

○ プログラムにおける目標

本専門研修プログラムでは、診断技能のみならず、臨床検査技師や臨床医との連携や難解症例の扱いを習得することにより、地域基幹病院にて即戦力として活躍することが期待できる一方で、教育者や研究者など幅広い進路に対応できる経験と技能を積むことが望まれる。

専攻医は、常に研究心・向上心をもって検討会やセミナーなどに積極的に参加して研鑽を積み、生涯にわたり自己学習を続けるとともに、自己の病理診断能力を正しく認識し、対象がその限界を超えると判断した時は指導医や専門家の助言を求める判断力が要求される。設備や機器についても知識と関心を持ち、剖検室や病理検査室などの管理運営に支障がでないよう対処する必要がある。

○ プログラムの実施内容

1. 経験できる症例数と疾患内容

本専門研修プログラムでは、組織診断や術中迅速診断に関しては受験資格要件を十分満たす症例数を経験可能である。また、不足が懸念される解剖症例に関しては、経験症例数の少ない専攻医に優先的に割り当てており、基幹施設以外にも解剖を経験できる連携施設を有効活用することにより、十分な症例数を用意することが可能である。

疾患の内容としても、組織診断が年間 10000 件を超える大規模病院と複数連携しており、豊富な症例を経験できる環境が整っている。専攻医の年次や習得状況に応じて連携施設の中から適切な環境の病院に派遣することにより、基幹施設である埼玉医科大学総合医療センターでは十分に経験できない領域の症例の経験を積むことが可能である。

2. カンファレンスなどの学習機会

本専門研修プログラムでは、個々の症例の診断を通じて知識を蓄積していくことにより、診断に直結した形で学ぶ一方で、各種のカンファレンスや勉強会に参加することにより希少症例や難解症例に触れる機会が多く設けられている。また、各サブスペシャリティを有する病理専門医からのレクチャーにより、より専門的な知識の習得が可能である。

3. 地域医療の経験（病診病連携、地域包括ケア、在宅医療など）

本専門研修プログラムでは、病理医不在の病院に対し、標本運搬による診断業務（病理診断支援）等の経験を積む機会を用意している。

4. 学会などの学術活動

本研修プログラムでは、専攻医は日本病理学会総会における学会発表を必須としている。また、解剖症例に関しては、報告書を作成するだけでなく、学術的に意義深い症例について学会での発表や学術雑誌への投稿を推奨している。

5. 各種講習会の受講

専攻医は基幹施設において開催される医療安全、感染対策、研究倫理に関する講習会や E-learning の受講を必須としている。

○ 研修プログラム（スケジュール）

初年度に基幹施設で基本的な病理専門研修を行った後、以下の 2 パターンで 2 年目以降の研修を行う。

- (1) 引き続き基幹施設で経験を積みながら週 1 回連携施設での研修を行うコース
- (2) 3 年目に連携施設 1 群（専門的な症例を経験可能）または 2 群（病理診断医としての視野を広げることが期待される）で研修を行うコース

いずれのコースにおいても大学院に進学し医学博士を取得することが可能である。大学院に進学する場合は、研修コース(1)を選択することが望ましいが、研修コース(2)の場合でも、研究活動を並行して行えるような研修プログラムとする。

本プログラムにおける施設分類の説明（各施設に関しては連携施設一覧を参照）

- ・ 基幹施設：埼玉医科大学総合医療センター病理部
- ・ 連携施設 1 群：複数の常勤病理専門指導医と豊富な症例を有しており、専攻医が所属し十分な教育を行える施設
- ・ 連携施設 2 群：常勤病理指導医がおり、診断の指導が行える施設

パターン(1)

- 1 年目：基幹施設＋連携施設 1 群／2 群での研修 週 1 日
- 2 年目：基幹施設＋連携施設 1 群／2 群での研修 週 1 日
- 3 年目：基幹施設＋連携施設 1 群／2 群での研修 週 1 日

パターン(2)

- 1 年目：基幹施設＋連携施設 1 群での研修 週 1 日
 - 2 年目：基幹施設＋連携施設 2 群での研修 週 1 日
 - 3 年目：連携施設（1 群／2 群）＋基幹施設での研修 週 1 日
- ※ 2 年間基幹施設で基本的技能を習得し、年目から 1 群連携施設で専門的視野を身に付ける、2 群連携施設にて病理医としてより広い視野を身に付けることが期待できる。

パターン(3)（転向者向け：他の基本領域専門医資格保持者が病理専門研修を開始する場合に限定した対応パターン）

- 1 年目：連携施設＋基幹施設（週 1 日以上）
- 2 年目：連携施設＋基幹施設（週 1 日以上）
- 3 年目：連携施設＋基幹施設（週 1 日以上）

○ 研修連携施設

1. 専門医研修基幹病院および研修連携施設の一覧

(剖検数：2022-2024 年の平均，組織診・迅速・細胞診：2024 年実績，病理医数：2025 年 4 月現在)

施設名	担当領域	施設分類	病床数	専任病理医	病理専門医	剖検数		組織診	迅速診	細胞診
埼玉医科大学総合医療センター	組織(生検，手術)，迅速，解剖，細胞診	基幹施設	1053	14	9	21	18	12335	448	9648
埼玉医科大学病院	組織(生検，手術)，迅速，解剖，細胞診	連携施設 1 群	961	7	5	29	1	9253	101	9329
埼玉医科大学国際医療センター	組織(生検，手術)，迅速，解剖，細胞診	連携施設 1 群	756	6	3	12	1	11586	1470	7714
東京大学医学部附属病院	組織(生検，手術)，迅速，解剖，細胞診	連携施設 1 群	1226	13	12	31	1	18057	878	15892
さいたま赤十字病院	組織(生検，手術)，迅速，解剖	連携施設 1 群	638	4	4	8	2	9773	807	6123
上尾中央総合病院	組織(生検，手術)，迅速，解剖	連携施設 1 群	733	5	5	19	10	9560	428	17838
埼玉県立がんセンター	組織(生検，手術)，迅速，解剖，細胞診	連携施設 1 群	503	9	7	12	4	11154	1438	9912
埼玉県立小児医療センター	組織(生検，手術)，迅速，解剖，細胞診	連携施設 2 群	316	2	2	13	7	1860	74	556
深谷赤十字病院	組織(生検，手術)	連携施設 2 群	474	1	1	3	2	5118	244	4454
同愛記念病院	組織(生検，手術)	連携施設 2 群	403	1	1	7	2	4571	81	11834
JA かみつが厚生連 上都賀総合病院	組織(生検，手術)	連携施設 2 群	352	1	1	6	2	3132	38	3628

※ 「剖検数」右列：本プログラムに按分される剖検数

※ 本プログラムに割り当てられる剖検数は計 50 例／年 です。

2. 専門研修施設群の地域とその繋がり

本研修プログラムの専門研修施設群は，埼玉県内および関東近県の施設群から構成される。連携施設の中には，地域中核病院や地域中小病院が入っている。

本研修プログラムでは，十分な技能を有していると判断された専攻医は，地域に密着した中小病院へ非常勤医師として派遣される。地域医療の中で病理診断の持つべき意義を理解した上で，診断の重要性，自立し責任を持って行動することを学ぶ機会とする。

本研修プログラムでは，連携施設に派遣された際にも，週 1 回以上は基幹施設において各種カンファレンスや勉強会に参加することを義務づけている。

○ 研修カリキュラム

埼玉医科大学総合医療センター病理部

i) 組織診断

基幹施設である埼玉医科大学総合医療センターでは、研修開始後の数ヶ月間は数名の指導医が病理診断に関する基本的事項の指導を行う。その後、専攻医は3～6ヶ月毎に組まれる病理部の日替わり当番に組み込まれる。当番には、組織診断、術中迅速診断、切出し、病理解剖があり、それぞれ研修内容が規定されている。日替わり当番の回数は、専攻医の習熟度や状況に合わせて調節され、無理なく研修を積むことが可能である。

各臨床科とは合計月6,7回のカンファレンス、月1回の病院内臨床病理カンファレンス(CPC)が組まれている。担当症例を専攻医が発表討論することにより、病態と診断過程を深く理解し、診断から治療に至る計画作成の理論を学ぶことができる。

ii) 病理解剖

約半年程度の期間で見学から助手を経験し、その後専攻医の習熟度を評価しながら主執刀医を担当する。その後も適宜助手として参加することにより、頸部、骨盤、脳脊髄の円滑な検索が可能な技能を習得できるようにする。執刀症例は全例カンファレンスの対象となる。

iii) 学術活動

病理学会や学術集会への参加を希望する場合は当番を免除し、積極的な参加を推奨している。また、週に一回部内勉強会を開催し、症例や最新トピックスを共有する機会を設けている。

iv) 自己学習環境

基幹施設では、専攻医マニュアル(研修すべき知識技術疾患名リスト) p.9～に記載されている疾患・病態を対象として、標本コレクションを随時収集しており、専攻医の経験できなかった疾患を補える体制を構築している。

v) 1日の過ごし方

	切出し当番日（週 1 回）	診断当番日（週 1-2 回）	当番外
午前	生検検体の切出し	術中迅速診断の診断	手術検体の診断 病理解剖報告書の作成 連携施設での研修
午後	手術検体の切出し	生検検体の診断	
随時	病理解剖の執刀・切出し，カンファランス		

vi) 週間スケジュール

月曜日 症例検討会／研究報告会／抄読会 (毎週)、泌尿器カンファレンス(月 1 回)
 火曜日 CPC (月 1 回)
 水曜日 解剖症例検討会 (毎週)、肝胆膵カンファレンス (隔月)
 木曜日 血液カンファレンス (月 1 回)、がんゲノム診療 エキスパートパネル (週 1 回)
 金曜日 乳腺カンファレンス (隔月)

vii) 年間スケジュール

4 月 日本病理学会総会
 8 月 病理専門医試験
 10 月 解剖体慰霊祭
 11 月 日本病理学会秋期特別総会

○ 研究

本研修プログラムでは、基幹施設における研究報告会や抄読会などの研究活動に参加することが推奨されている。また、診断医として基礎的な技能を習得したと判断される専攻医は、指導教官のもと研究活動にも参加できる。

○ 評価

本プログラムでは、各施設の評価責任者とは別に専攻医それぞれに基幹施設に所属する担当指導医を配置する。各担当指導医は原則 1 名の専攻医を受け持ち、専攻医の知識技能の習得状況や研修態度を把握し評価する。

定期的開催される専攻医評価会議では、担当指導医はその他各指導医から専攻医に対する評価を集約し、施設評価責任者に報告する。

○ 進路

研修終了後 1 年間は基幹施設において、診療、研究、教育に携わりながら、研修中に不足している内容を習得する。その後も引き続き基幹施設において、希望するサブスペシャリティ領域の研鑽が可能である。併せて、研究者、指導者としての経験を積むことが望ましいが、本人の希望などを踏まえ、留学や連携施設の専任病理医となることも可能である。

○ 労働環境

1. 勤務時間

平日 8 時 30 分から 17 時 30 分を基本とする。専攻医の担当症例の診断状況によっては、時間外の業務を行うことがある。時間外勤務を行う場合、統括施設責任者または連携施設責任者の許可を得て行い、時間外勤務は月 45 時間を超えない。

2. 休日

日曜日、祝祭日は原則として休日とする。土曜日は当番制で、指導医とともに 8 時 30 分から 17 時 30 分の勤務を行うことがある。

3. 給与体系

基幹施設に所属する際には、助教として大学規定の給与が支払われる。大学院生の場合は学費を支払う必要があるが、社会人大学院生として助教を兼ねることが可能である。連携施設で研修を行う際には、各施設の規定に基づいた給与が支払われる。

○ 運営

1. 専攻医受入数について

基幹施設である埼玉医科大学総合医療センター病理部では各年度最大 2 名の受入れを予定している。受入時の身分は専門研修医（助教）である。連携施設では、各施設最大 1 名の受入れを予定している。

2. 運営体制

本研修プログラムの基幹施設である埼玉医科大学総合医療センター病理部においては、4 名以上の病理専門研修指導医が所属している。また、連携施設にも各施設 1 名以上の常勤病理医が在籍している。

3. プログラム役職の紹介

i プログラム統括責任者

東 守洋

所属：埼玉医科大学総合医療センター病理部

資格：病理専門医指導医，臨床研修指導医

略歴：平成 12 年 4 月 千葉大学大学院医学研究科病理学修了

平成 12 年 4 月 千葉大学医学部病理学第一 助手

平成 19 年 4 月 千葉大学大学院医学研究院腫瘍病理学 助教

平成 21 年 4 月 埼玉医科大学総合医療センター病理部 講師

平成 27 年 1 月 埼玉医科大学総合医療センター病理部 准教授

平成 28 年 4 月 スペインバルセロナ大学・IDIBAPS 研究所研究員

令和 4 年 4 月 埼玉医科大学総合医療センター病理部 教授

ii 施設評価責任者

埼玉医科大学総合医療センター	東 守洋
埼玉医科大学病院	山田 健人
埼玉医科大学国際医療センター	本間 琢
東京大学医学部附属病院	牛久 哲男
さいたま赤十字病院	安達 章子
上尾中央総合病院	杉谷 雅彦
埼玉県立がんセンター	神田 浩明
埼玉県立小児医療センター	渡辺 紀子
深谷赤十字病院	新井 基展
同愛記念病院	増田 渉
JA かみつが厚生連 上都賀総合病院	豊田 亮彦

Ⅱ 病理専門医制度共通事項

1 病理専門医とは

① 病理科専門医の使命〔整備基準 1-②■〕

病理専門医は病理学の総論的知識と各種疾患に対する病理学的理解のもと、医療における病理診断（剖検，手術標本，生検，細胞診）を的確に行い，臨床医との相互討論を通じて医療の質を担保するとともに患者を正しい治療へと導くことを使命とする。また，医療に関連するシステムや法制度を正しく理解し社会的医療ニーズに対応できるような環境作りにも貢献する。さらに人体病理学の研鑽および研究活動を通じて医学・医療の発展に寄与するとともに，国民に対して病理学的観点から疾病予防等の啓発活動にも関与する。

② 病理専門医制度の理念〔整備基準 1-①■〕

病理専門医制度は，日本の医療水準の維持と向上に病理学の分野で貢献し，医療を受ける国民に対して病理専門医の使命を果たせるような人材を育成するために十分な研修を行える体制と施設・設備を提供することを理念とし，このために必要となるあらゆる事項に対応できる研修環境を構築する。本制度では，専攻医が研修の必修項目として規定された「専門医研修手帳」に記された基準を満たすよう知識・技能・態度について経験を積み，病理医としての基礎的な能力を習得することを目的とする。

2 専門研修の目標

① 専門研修後の成果（Outcome）〔整備基準 2-①■〕

専門研修を終えた病理専門医は，生検，手術材料の病理診断，病理解剖といった病理医が行う医療行為に習熟しているだけでなく，病理学的研究の遂行と指導，研究や医療に対する倫理的事項の理解と実践，医療現場での安全管理に対する理解，専門医の社会的立場の理解等についても全般的に幅広い能力を有していることが求められる。

② 到達目標〔整備基準 2-②■〕

i 知識，技能，態度の目標内容

参考資料：「専門医研修手帳」p. 11～37

「専攻医マニュアル」p. 9～「研修すべき知識・技術・疾患名リスト」

ii 知識，技能，態度の修練スケジュール〔整備基準 3-④〕

研修カリキュラムに準拠した専門医研修手帳に基づいて，現場で研修すべき学習レベルと内容が規定されている。

I. 専門研修 1 年目 ・基本的診断能力（コアコンピテンシー），・病理診断の基本的知識，技能，態度（Basic/Skill level I）

II. 専門研修 2 年目 ・基本的診断能力（コアコンピテンシー），・病理診断の基本的知識，技能，態度（Advance-1/Skill level II）

III. 専門研修 3 年目 ・基本的診断能力（コアコンピテンシー），・病理診断の基本的知識，技能，態度（Advance-2/Skill level III）

iii 医師としての倫理性，社会性など

・講習等を通じて，病理医としての倫理的責任，社会的責任をよく理解し，責任に応じた医療の実践のための方略を考え，実行することができることが要求される。

・具体的には，以下に掲げることを行動目標とする。

- 1) 患者、遺族や医療関係者とのコミュニケーション能力を持つこと、
- 2) 医師としての責務を自立的に果たし、信頼されること（プロフェッショナリズム）、
- 3) 病理診断報告書の的確な記載ができること、
- 4) 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全にも配慮すること、
- 5) 診断現場から学ぶ技能と態度を習得すること、
- 6) チーム医療の一員として行動すること、
- 7) 学生や後進の医師の教育・指導を行うこと、さらに臨床検査技師の育成・教育、他科臨床医の生涯教育に積極的に関与すること、
- 8) 病理業務の社会的貢献（がん検診・地域医療・予防医学の啓発活動）に積極的に関与すること。

③ 経験目標〔整備基準 2-③■〕

i 経験すべき疾患・病態

参考資料：「専門医研修手帳」と「専攻医マニュアル」 参照

ii 解剖症例

主執刀者として独立して実施できる剖検 30 例を経験し、当初 2 症例に関しては標本作製（組織の固定、切り出し、包埋、薄切、染色）も経験する。

iii その他細目

現行の受験資格要件（一般社団法人日本病理学会、病理診断に関わる研修についての細則第 2 項）に準拠する。

iv 地域医療の経験（病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など）

地域医療に貢献すべく病理医不在の病院への出張診断（補助）、出張解剖（補助）、テレパソロジーによる迅速診断、標本運搬による診断業務等の経験を積むことが望ましい。

v 学術活動

・人体病理学に関する学会発表、論文発表についての経験数が以下のように規定されている。人体病理学に関する論文、学会発表が 3 編以上。

- (a) 業績の 3 編すべてが学会発表の抄録のみは不可で、少なくとも 1 編がしかるべき雑誌あるいは"診断病理"等に投稿発表されたもので、少なくとも 1 編は申請者本人が筆頭であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限る。
- (c) 3 編は内容に重複がないものに限る。
- (d) 原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可。

3 専門研修の評価

①研修実績の記録方法〔整備基準 7-①②③■〕

研修手帳の「研修目標と評価表」に指導医が評価を、適時に期日を含めた記載・押印して蓄積する。

「研修目標と評価表」の p. 30～「Ⅲ. 求められる態度」ならびに推薦書にて判断する。医者以外の多職種評価も考慮する。最終評価は複数の試験委員による病理専門医試験の面接にて行う。

参考資料：「専門医研修手帳」

②形成的評価〔整備基準 4-①■〕

1) フィードバックの方法とシステム

- ・評価項目と時期については専門医研修手帳に記載するシステムとなっている。
- ・具体的な評価は、指導医が項目ごとに段階基準を設けて評価している。
- ・指導医と専攻医が相互に研修目標の達成度を評価する。
- ・具体的な手順は以下の通りとする。
 - 1) 専攻医の研修実績および評価の報告は「専門医研修手帳」に記録される。
 - 2) 評価項目はコアコンピテンシー項目と病理専門知識および技能、専門医として必要な態度である。
 - 3) 研修プログラム管理委員会は中間報告と年次報告の内容を精査し、次年度の研修指導に反映させる。

2) (指導医層の) フィードバック法の学習 (FD)

- ・指導医は指導医講習会などの機会を利用してフィードバック法を学習し、より良い専門医研修プログラムの作成に役立てる。FD での学習内容は、研修システムの改善に向けた検討、指導法マニュアルの改善に向けた検討、専攻医に対するフィードバック法の新たな試み、指導医・指導体制に対する評価法の検討、などを含む。

③総括的評価〔整備基準 4-②■〕

1) 評価項目・基準と時期

修了判定は研修部署（施設）の移動前と各年度終了時に行い、最終的な修了判定は専門医研修手帳の到達目標とされた規定項目をすべて履修したことを確認することによって行う。

2) 評価の責任者

- ・年次毎の各プロセスの評価は当該研修施設の指導責任者が行う。
- ・専門研修期間全体を総括しての評価は研修基幹施設のプログラム総括責任者が行う。

3) 修了判定のプロセス

研修基幹施設は、各施設での知識、技能、態度それぞれについて評価を行い、総合的に修了判定を可とすべきか否かを判定し、プログラム統括責任者の名前で修了証を発行する。知識、技能、態度の項目の中に不可の項目がある場合には修了とはみなされない。

4) 他職種評価

検査室に勤務するメディカルスタッフ（細胞検査士含む臨床検査技師や事務職員など）から毎年度末に評価を受ける。

4 専門研修プログラムを支える体制と運営

① 運営〔整備基準 6-①④■〕

専攻医指導基幹施設である埼玉医科大学総合医療センター病理部には、統括責任者（委員長）をおく。専攻医指導連携施設群には、連携施設担当者を置く。

② 基幹施設の役割〔整備基準 6-②■〕

研修基幹施設は専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医および連携施設を統括し、研修環境の整備にも注力する。

③ プログラム統括責任者の基準、および役割と権限 [整備基準 6-⑤]

病理研修プログラム統括責任者は専門医の資格を有し、かつ専門医の更新を2回以上行っていること、指導医となっていること、さらにプログラムの運営に関する実務ができ、かつ責任あるポストについていることが基準となる。また、その役割・権限は専攻医の採用、研修内容と修得状況を評価し、研修修了の判定を行い、その資質を証明する書面を発行することである。また、指導医の支援も行う。

④ 病理専門研修指導医の基準 [整備基準 6-③■]

- ・専門研修指導医とは、専門医の資格を持ち、1回以上資格更新を行った者で、十分な診断経験を有しかつ教育指導能力を有する医師である。
- ・専門研修指導医は日本病理学会に指導医登録をしていること。

⑥ 指導者研修(FD)の実施と記録 [整備基準 7-③■]

指導者研修計画(FD)としては、専門医の理念・目標、専攻医の指導・その教育技法・アセスメント・管理運営、カリキュラムやシステムの開発、自己点検などに関する講習会(各施設内あるいは学会で開催されたもの)を受講したものを記録として残す。

5 労働環境

① 専門研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件 [整備基準 5-⑪■]

- ・専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントできる。
- ・疾病での休暇は6ヶ月まで研修期間にカウントできる。
- ・疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- ・週20時間以上の短時間雇用者の形態での研修は3年間のうち6ヶ月まで認める。
- ・上記項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上必要である。研修期間がこれに満たない場合は、通算2年半になるまで研修期間を延長する。
- ・留学、診断業務を全く行わない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
- ・専門研修プログラムを移動することは、移動前・後のプログラム統括責任者の承認のみならず、専門医機構の病理領域の研修委員会での承認を必要とする。

6 専門研修プログラムの評価と改善

① 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価 [整備基準 8-①■]

専攻医からの評価を用いて研修プログラムの改善を継続的に行う。「専門医研修手帳」p. 38 受験申請時に提出してもらう。なお、その際、専攻医が指導医や研修プログラムに対する評価を行うことで不利益を被ることがないことを保証する。

② 専攻医等からの評価をシステム改善につなげるプロセス [整備基準 8-②■]

通常の改善はプログラム内で行うが、ある程度以上の内容のものは審査委員会・病理専門医制度運営委員会に書類を提出し、検討し改善につなげる。同時に専門医機構の中の研修委員会からの評価及び改善点についても考慮し、改善を行う。

③ 研修に対する監査(サイトビジット等)・調査への対応 [整備基準 8-③■]

- ・研修プログラムに対する外部からの監査・調査に対して、研修基幹施設責任者および連携施設責任者は真摯に対応する。

- ・プログラム全体の質を保証するための同僚評価であるサイトビジットは非常に重要であることを認識すること。
- ・専門医の育成プロセスの制度設計と専門医の質の保証に対しては、指導者が、プロフェッショナルとしての誇りと責任を基幹として自立的に行うこと。

7 専攻医の採用と修了

① 採用方法〔整備基準 9-①■〕

専門医機構および日本病理学会のホームページに、専門研修プログラムの公募を明示する。時期としては初期研修の後半（10 月末）に行う。書類審査とともに随時面接などを行い、あるプログラムに集中したときには、他のプログラムを紹介するようにする。なお、病理診断科の特殊性を考慮して、その後も随時採用する。

② 修了要件〔整備基準 9-②■〕

プログラムに記載された知識・技能・態度にかかわる目標の達成度が総括的に把握され、専門医受験資格がすべて満たされていることを確認し、修了判定を行う。最終的にはすべての事項について記載され、かつその評価が基準を満たしていることが必要である。

病理専門医試験の出願資格

- （1）日本国の医師免許を取得していること
- （2）死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
- （3）出願時 3 年以上継続して病理領域に専従していること
- （4）病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）を修了していること
- （5）上記（4）の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、3 年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していること。その細則は別に定める。

専門医試験の受験申請に関わる提出書類

- （1）臨床研修の修了証明書（写し）
- （2）剖検報告書の写し（病理学的考察が加えられていること） 30 例以上
- （3）術中迅速診断報告書の写し 50 件以上
- （4）CPC 報告書（写し） 病理医として CPC を担当し、作成を指導、または自らが作成した CPC 報告書 2 例以上（症例は（2）の 30 例のうちでよい）
- （5）病理専門医研修指導責任者の推薦書、日本病理学会が提示する病理専門医研修手帳
- （6）病理診断に関する講習会、細胞診講習会、剖検講習会、分子病理診断に関する講習会の受講証の写し
- （7）業績証明書：人体病理学に関連する原著論文の別刷り、または学会発表の抄録写し 3 編以上
- （8）日本国の医師免許証 写し
- （9）死体解剖資格認定証明書 写し

資格審査については、病理専門医制度運営委員会が指名する資格審査委員が行い、病理専門医制度運営委員会で確認した後、日本専門医機構が最終決定する（予定）。

上記受験申請が委員会で認められて、はじめて受験資格が得られることとなる。